

MSDS No. 0900

作成日 :平成12年12月20日

発行日 :平成19年11月01日

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質等及び会社情報

製品名 : やに入りはんだ  
SW  
会社名 : 株式会社エンジニア  
住所 : 大阪市東成区東今里 2-8-9  
担当部門及び担当者名 : 製造部  
Tel. : 06-6974-0028  
Fax. : 06-6974-5661

### 2. 組成、成分情報

単一製品、混合物の区分 : 混合物  
物質名 : はんだ合金 98.1%  
フラックス 1.9%  
成分又は含有量 : 錫 58.9%  
鉛 39.2%  
フラックス 1.9%  
CAS No. : 錫 7440-31-5  
鉛 7439-92-1  
フラックス 8050-09-7  
国連分類及び国連番号 : 錫  
鉛  
フラックス

### 3. 危険有害性の要約

危険有害性の名称 : 有害物質 (Pb合金)  
危険性 : 可燃性 (フラックス)  
不燃性 (Pb): 融点以上高温で毒性のあるヒュームを発生する。  
有害性の要約(Pb) : 鉛中毒予防規則に基づく鉛合金に該当する。  
長時間、鉛ヒュームを吸入すると鉛中毒になる。  
中毒症状は、伸筋麻痺等の末梢神経障害、せん痛等の消化器障害、貧血、蒼白、疲労感、頭痛など。

### 4. 応急措置

皮膚に触れた場合 : 石鹼でよく洗う。  
目に入った場合 : 直ちに流水で15分以上洗眼し、医師の手当てを受ける。目を擦ったり、固く閉じないこと。  
飲み込んだ場合 : 多量の水を飲ませ吐かせた後、直ちに医師の手当てを受ける。  
吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移し、安静にする。

作業後	:	1. 硝酸溶液、つめブラシ、石鹼を使用する。
		2. うがい液を使用する。
		3. 作業衣は清潔にする。
5. 火災時の措置		周辺火災時には、全ての消化剤の使用可。 但し、はんだが溶融している場合には、注水禁止。 蒸気に注意（煙気用マスクの完全使用）
6. 漏出時の措置		飛散しない様に回収して、下記の廃棄法に従って処理する。 溶融はんだが漏出した際は、漏出したはんだが接している電気製品 の電源を断ち、はんだが固まった後に除去する。 除去後、必ず電気製品がショートしていないかを確認する。
7. 取り扱い及び保管上の注意		
取り扱い(鉛)	:	労働安全衛生法などの法令に定める所に従う。 手袋、防塵マスクを着用する。 溶融する炉には、局所排気装置を取り付け、換気をよくする。
保管	:	湿気が多い場所を避ける。
8. 暴露防止及び保護		
管理濃度	:	作業環境評価基準 0.1mg/m <sup>3</sup> (Pbとして)
許容濃度	:	日本産業衛生会勧告値 0.1mg/m <sup>3</sup> (Pbとして) ACGIH(TLV) TWA 0.15mg/m <sup>3</sup> (Pb/m <sup>3</sup> ) OSHA(PEL) TWA 0.05mg/m <sup>3</sup> (Air)
設備対策	:	屋内作業場において、自然換気が不十分な場合における はんだ付け作業を行う場合には、局所排気装置又は全体換気装置を設置する。
保護具	:	防塵マスク又は煙気用防毒マスクを着用する。
9. 物理・化学的性質		
外観	:	銀色の軟質線金属
比重	:	約 8.5 (20 )
融点	:	はんだ合金 液相線 約 190 固相線 約 183 フラックス 約 110 ~ 130
溶解性	:	はんだ合金 強酸、強アルカリに可溶 フラックス アルコール、アセトン等の有機溶剤に可溶。
臭気	:	はんだ付け時ロジン臭
10. 安定性及び反応性		
引火性	:	180 以上（フラックス）
安定性	:	安定 強熱すると有害な PbO (327 以上) 等の煙霧及び蒸気を発生する場合がある。
反応性	:	酸に溶解する。

11. 有害性情報
- 急性毒性 : 0.5 g 吸収 ( P b ) / ヒト。四肢の麻痺が特徴で、顔面蒼白、嘔吐、下痢、血便、脈頻、肝障害を起こし、1 ~ 2 日で死亡。
  - 慢性毒性 : 0.5 mg 吸収 ( P b ) / 日以上吸収すると、疲労、頭痛、四肢感覚障害、痙攣、排尿障害等を起こす恐れがある。
12. 環境影響情報
- 危険有害性の分類の項参照。
13. 廃棄場の注意
- 産業廃棄物処理法等に定める所の、専門処理業者に依頼するのが望ましい。
14. 輸送上の注意
- 運搬に際しては、転倒、落下及び損傷がない様に積み込み、荷崩れ防止を確実にする。
15. 適用法例
- 労働安全衛生法 : 鉛中毒予防規則
  - 大気汚染防止法 : ( 令 1 条 ) 有害物質 ( 鉛及びその化合物 )
  - 水質汚濁防止法 : ( 令 2 条 ) 有害物質 ( 鉛及びその化合物 )
  - 消防法 : 第 4 指定可燃物 固体類 ( フラックス:3000kg )
  - 環境汚染物質排出移動登録法 : 第一種指定化学物質 ( 鉛及びその化合物 )
16. その他
- 記載内容のうち、危険、有害性の評価は必ずしも十分ではなく、取扱いは十分注意して下さい。